



日々の生活に役立つ！

インド法律コラム



インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates が
在インド外国人の方に有益な法律情報をご紹介します。

Q5

先週通勤途中に、赤信号で停車していた私の車に後続車両が追突してきました。運転手も私も怪我はなく、急いでいたこともあって警察は呼びませんでした。相手の運転手は「何かあればいつでも連絡するように」と彼の連絡先をくれたので、その後車の修理代金を請求しようと彼に電話しましたが、一向に連絡が取れません。どうすれば良いですか？

回答：

異国の地で事故に遭われたとのこと、お気持ちお察しします。残念なことに、インドではこのようなことは多々起こります。大抵の人が警察沙汰になることを避け、自分たちで解決しようとしませんが、損害賠償請求の話を事故発生時にすること、警察を呼ぶことが必要です。

今回のケースでは、報告書：First Hand Information Report (以下FIR) の発行を警察に頼むことが可能です。FIRは事故加害者の過失について刑事訴訟を行うために必要な書類であり、物損事故の場合も保険金請求のために必要になります。FIRは事故後出来るだけ早い段階で発行される必要があり、事故から数日経過した場合は警察から事故詳細・証拠を通常以上に求められます。

さらに、保険契約書に明記されている請求可能期限内に、保険会社へ事故報告と保険金請求の連絡をする必要があります。ちなみに、インドでは第三者保険の請求は容易ではありません。

すでに事故から時間が経過しており、相手方と連絡が取れないことから、現段階では弁護士に相談するのがベストかと思います。

続いて、交通事故に遭った際どう行動すればよかったのか、そして損害賠償請求を行う手順を解説します。

解説：

不運にも交通事故に遭ったら、まずは「100番」に通報しましょう。怪我や車の損傷がある場合、すぐ警察に来てもらうべきです。場所を伝えれば、警察が来てFIRを発行します。警察がFIRを作成するまでは現場を離れず、FIRにサインしたあとに必ずコピーを受け取って下さい。この時、英語でFIRを作成してもらい、内容をしっかり確認することが必要です。

加害者がそのまま逃げ去りその責任から逃れようとする場合がありますので、加害者の名前、電話番号、住所、免許証番号、ナンバープレートや保険の詳細などの車両情報を確認することも忘れずに行いましょう。万が一当て逃げやひき逃げに遭った場合には、目撃者を探しておくことも非常に有効です。

一旦FIRが登録されれば、あなたの車両は道路交通局に運ばれ、報告書に基づいた調査が行われます。そして、発行された調書を裁判所に提出し、裁判所は相手方に召喚状を送ることにより裁判が始まります。FIRに基づき、弁護士を通して自動車事故損害賠償請求を起こします。

FIRは事故の記録になるので、保険会社へ請求する際に役に立ちますが、FIRの提出をすれば自動的に賠償金請求になるというわけではないことに注意しましょう。

※この記事では特定の法律分野の基礎についてのみ説明しています。



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。A&A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者をご対応致します。

Delhi

📍 A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

📍 1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

☎ +91 98109 07903 (日本語可)

✉ mami.sakatani@ahlawatassociates.in

🌐 <https://www.ahlawatassociates.com/>

インドの法律ならお任せ!
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES